

一般社団法人日本膝関節学会

賛助会員規則

第1条(目的)

この規則は、一般社団法人日本膝関節学会(以下「この法人」という)の定款第5条に基づき、賛助会員に関する事項について定めることを目的とする。

第2条(賛助会員の定義)

賛助会員とはこの法人の事業の趣旨に賛同し援助する個人又は法人とする。

第3条(入会)

賛助会員となるには、評議員2名の推薦状を添えて理事長宛に別紙様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人は、特段の事情があるときは、理事会の決議により、賛助会員の入会金の額を減額することができる。

第4条(賛助会員の種類)

賛助会員は、営利を目的とする企業などを対象とする企業会員、医療施設を対象とする医療会員と、個人会員の3種類とする。

第5条(賛助会員の便益)

賛助会員は次の便益を受けることができる。

- ①学術集会への参加ができる。
- ②機関誌および図書等の優先的頒布を受けることができる。
- ③展示などの優先配置ができる。
- ④ランチョンセミナーなど付帯セミナーの開催・協賛の優先申し込みができる。
- ⑤学会が募集する広告への優先申し込みができる。
- ⑥その他この法人の定款および規則等に定められるところの権利を行使することができる。

第6条(賛助会員の義務)

賛助会員は次の義務を負う。

- ①この法人の定款に定める会費を納めなければならない。
- ②この法人の理事会及び評議員会の議決を遵守しなければならない。
- ③住所、氏名、機関誌送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- ④その他この法人の定款および規則等に定められるところの義務を負う。

第7条(規則の変更)

この規則は理事会の決議を経て変更することができる。

附則

この規則は、2024年6月17日から施行する。